

公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

令和7年度第三次佐久市総合計画策定支援業務

2 概要及び目的

本市においては、第二次佐久市総合計画に引き続き、諸課題に適切に対処しつつ広い視点に立ち、力強いまちづくりを積極的に進めるとともに、健全財政に配慮した計画的・効率的な行政運営を進めるため、令和9年度を初年度とする「第三次佐久市総合計画（計画期間：令和9年度～18年度）」を策定する予定である。

この要領は、第三次佐久市総合計画策定に当たり、計画策定に必要な調査・分析及び専門的視点・第三者視点に基づく助言・提案等の支援に関する業務について、その委託の契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

3 業務内容

別添仕様書のとおり

4 予定業務期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「第三次佐久市総合計画策定支援業務企画提案者審査委員会」の審査結果に基づき受託候補者を選定する。

6 事業費限度額

(1) 11,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、各会計年度の上限額は、次のとおりとする。

・令和7年度：6,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

・令和8年度：4,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 本業務委託契約については、当該契約に係る予算が議決され、令和7年度予算の執行が可能となったときに予算の範囲内で契約するものとする（契約締結日は令和7年4月1日付けの予定）。

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業又は共同企業体とし、本実施要領の公告日から受託候補者決定日までにおいて、(1)～(5)の全ての要件を満たす者とする。

なお、共同企業体に参加申込をする場合、追加要件として、(6)を満たすこと。

(1) 佐久市の「物品購入等入札（見積）参加登録者名簿」の「役務・業務3（測定・調査）」に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録のない者が参加する場合は、申請書類（「11 佐久市の名簿に登録

されていない者の追加申請書類」を参照)を佐久市企画課(以下「事務局」という。)に提出し、審査委員会の審査の結果、佐久市の名簿に登録されている者と同等の資格を有すると認められた場合は、本業務に限り参加することができる。

- (2) 佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱(平成24年佐久市告示第109号)に基づく措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令167条の11第1項において準用する場合を含む。)又は佐久市財務規則(平成17年佐久市規則第39号)第103条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 国又は地方公共団体等の公的機関が発注した業務について、公告日から遡って過去10年間に於いて、元請として同種・同類の業務(地方公共団体の総合計画策定支援業務)を受託した実績を有している者であること。

なお、共同企業体で参加する場合、共同企業体を構成する事業者のいずれかが、当該要件を満たす事業者であること。

- (6) 共同企業体で参加する場合は、以下の要件を全て満たしていること。

ア 共同企業体の構成事業者の数が3者以下であること。

イ 構成事業者の出資比率は、代表事業者を最大とし、1構成事業者当たり10%以上となっていること。

ウ 共同企業体の代表事業者が申込み者であること。

エ 本業務において、共同企業体の構成事業者が、他の共同企業体又は単体事業者として重複していないこと。

8 選考日程

内容	期間等	
質問の受付 (電子メール)	提出期限	令和7年2月17日(月) 17時15分必着
質問の回答(ホームページ)	回答予定日	令和7年2月19日(水)
参加表明・企画提案書等の提出 (持参又は郵送)	提出期限	令和7年2月28日(金) 17時15分必着
一次審査(書類審査)	実施日	令和7年3月7日(金)
	結果通知予定日	令和7年3月11日(火)
二次審査(プレゼンテーション審査)	実施日	令和7年3月14日(金)
	結果通知予定日	令和7年3月18日(火)

9 質疑・回答

- (1) 提出期限 令和7年2月17日(月) 17時15分必着
- (2) 提出書類 質問書(様式1)
- (3) 提出方法 事務局へ電子メールで送信

- ア 送信時件名は、「佐久市総合計画プロポーザル質問(事業者名)」とすること。
 - イ 電子メールを送信した後に、事務局まで送信した旨の電話をすること。
 - ウ 質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、電子メールによる提出以外の方法による質問は受け付けない。
 - エ 送信する電子メール及び添付書類について、コンピュータウイルス対策を実施すること。
- (4) 回答方法 令和7年2月19日(水)(予定)までに佐久市ホームページに掲示する。
- (5) その他
- ア 質問内容は、特定の事業者であると判明できるような表現を避けること。
 - イ 質問に対する回答内容をもって、本実施要領及び「【別紙1】企画提案書等作成要領」を追加又は修正したものとみなす。

10 参加表明及び企画提案

- (1) 提出期限 令和7年2月28日(金)17時15分必着
- (2) 提出書類(下記ア、オは1部、その他は正本1部、副本1部とする。)
- ア 参加表明書兼誓約書(様式2)
 - イ 企画提案書等提出届(様式4)
 - ウ 企画提案書(任意様式)
 - エ 会社概要書(様式5)
 - オ 実施要領7(5)に定める実績が確認できる書類(契約書の写し及び成果品)
 - カ 業務執行体制(様式6)
 - キ 業務工程表(任意様式)
 - ク 参考見積書(様式7)
 - ケ 参考見積書内訳書(任意様式)
 - コ 企画提案に関する上記全ての電子データを収めた電子媒体(CD-R又はDVD-R)
- (3) 提出方法 事務局への持参又は郵送(必着)
- 持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。
- (4) その他
- ア 提案に当たっての基本事項、作成内容及び作成上の留意点については、「【別紙1】企画提案書等作成要領」を参照すること。
 - イ 各提出書類は、いずれもA4サイズ縦置きとし、A3サイズの資料がある場合は折り畳んでA4サイズにすること。ただし、(2)ウの企画提案書については、別途A4サイズ横置きのプレゼンテーション用概要版書類を作成し、企画提案書と併せて提出することができる。
 - ウ 正本(1部)には、案件名「令和7年度第三次佐久市総合計画策定支援業務 公募型プロポーザル方式企画提案書」及び事業者名を記載すること。
 - エ 副本(1部)には参加者の名称及びそれを推測できるものの記載は行わないこととし、契約書の写し等でこれを消すことができない場合は、該当箇所に黒塗り等して対応すること((2)コの電子データ副本についても同様とする。))。
 - オ 提出は、1者につき1提案に限る。

11 佐久市の名簿に登録されていない者の追加申請書類

佐久市の名簿に登録されていない者は、以下の書類を令和7年2月28日（金）17時15分までに1部提出すること。

提出方法は、事務局への持参又は郵送（提出期限必着）とする。持参の場合は、土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで受付を行う。

証明書、登記簿謄本等は、3か月以内に発行されたものとする（写し可）。

- (1) 物品購入等入札（見積）参加願【追加申請様式】
- (2) 誓約書【追加申請様式】
- (3) 経歴及び営業概要書【追加申請様式】
- (4) 佐久市税の納税証明書（佐久市に納税義務がある場合のみ）
- (5) 消費税及び地方消費税の納税証明書
- (6) 各種料金の納付状況報告書（佐久市に納付義務がある場合のみ）【追加申請様式】
- (7) 商業登記簿謄本（個人の場合は身分証明書）
- (8) 申請の直前1年間の各事業年度の財務諸表
- (9) 委任状（支店、営業所等に代理委任する場合）【追加申請様式】
- (10) 業務実績書（直前2年間の主な実績）【追加申請様式】

12 辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年3月3日（月）17時15分
- (2) 提出書類 辞退届（様式3）
- (3) 提出方法 郵送又は持参 ※郵送の場合は、提出期限必着のこと。

13 審査

- (1) 一次審査（書類審査）

「【別紙2】評価基準書」に基づき、提出された書類に対し参加者名を伏せて書類審査を行い、上位3者を選定するものとし、参加者数が3者以下だった場合については、一次審査は二次審査と同日に実施する。なお、前述の「7 参加資格要件」を満たしていない者は、審査の対象としないものとする。

ア 実施日 令和7年3月7日（金）

イ 結果通知日 令和7年3月11日（火）（予定）

ウ 選考方法 審査委員が「【別紙2】評価基準書」に基づき、一次審査に点数付けをすることにより決定する。参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者から参加者順位を付け、上位3者を一次審査合格者とする。同順位があり、3者を上回る場合は、同順位の者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を上位として扱う。参加者順位2位も同数の場合は、同様に3位の数とし、以下も同様とする。さらに同数の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を上位として扱う。

エ 通知方法等 全参加者へ審査結果通知を送付するほか、一次審査合格者のみ二次審査参加依頼書を送付する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

ア 実施日 令和7年3月14日（金）

イ 実施場所等 詳細な時刻や実施場所については、一次審査の結果通知と併せて連絡することとする。

ウ 実施時間 1者につき50分（準備5分、プレゼンテーション30分、質疑10分、撤収5分）

エ 出席者 1者につき5名までとし、本業務の責任者となる者は、必ず出席すること。

オ 選考方法

（ア）実施順は、企画提案書の受付順とする。

（イ）審査委員が「【別紙2】評価基準書」に基づき点数付けをすることにより決定する。

二次審査の参加者のうち、審査委員が参加者順位1位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、それらの者のうち参加者順位2位を最も多く付けた参加者を受託候補者とする。2位も同数の場合は、参考見積額の低い者を受託候補者とし、さらに参考見積額も同額の場合は、各審査委員の評価点数の合計が最も多い参加者を受託候補者とする。

ただし、審査においては、「【別紙2】評価基準書」における配点の合計値の6割（60点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない提案者は、選定の対象としない。

（ウ）選考結果は、全ての参加者に通知する。

（エ）参加者が1者になった場合であっても、評価を行う。

（オ）参加者は、審査結果についての異議を申し立てることはできない。

カ 結果の公表

令和7年3月18日（火）（予定）までに二次審査へ参加した全ての参加者に審査結果通知を送付するとともに、後日佐久市ホームページで公表する。

キ 留意事項

（ア）当日に出席者の確認を行うため、所属会社を確認できるものを用意すること。

（イ）プレゼンテーションは、提出した企画提案書等をもとに行うものとし、追加提案や追加資料の配付は、認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン、プロジェクター、スクリーン等による説明を行うことは許可する。なお、当日使用するマイク、プロジェクター及びスクリーンは、市が用意する。

（※プロジェクター品番：EPSON EB-1771W）

（ウ）プレゼンテーションにおいて、7（5）の受託実績の中から成果品に係る説明を行うことは可とする。

（エ）プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うため、自己紹介は行わないこと。また、スクリーンに参加者の名称及びそれを推測できるものが映らないようにすること。上記（イ）においても同様とする。

14 契約の締結等

（1）予定価格は、企画提案の際に受託候補者から提出された見積書を参考に定める。

（2）受託候補者とは、随意契約による方法で契約する。

- (3) 受託候補者との契約が合意に達しない場合又は失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加者のうち順位が上位であった者から順に交渉を行うこととし、(1)と同様の方法により契約する。

15 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を有しない場合又は提出書類等の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 実施要領及び仕様書に定める事項に適合しない場合
- (3) 提出書類に不備又は錯誤があり、事務局が再提出を求めたにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (4) 二次審査のプレゼンテーションに出席しなかった場合
- (5) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) 公正を欠いた行為があったことを審査委員会が認めた場合

16 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差替え、修正、追加等は認めない。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等の著作権は、提案者に帰するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。
- (5) 企画提案書等のため作成した資料や本市から受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- (6) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (7) 提出された企画提案書等は、佐久市情報公開条例（平成17年佐久市条例第15号）に基づき、公開することがある。
- (8) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (9) この実施要領に定めのない事項については、審査委員会において決定するものとし、本業務の契約の内容に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等、関係法令等の定めるところによる。

17 事務局

〒385-8501

佐久市中込3056番地

佐久市企画部企画課企画調整係 係長：安井 担当：井出（吉）

TEL：0267-62-2111（内線497）

FAX：0267-63-3313

メールアドレス：kikaku@city.saku.nagano.jp

【別紙 1】令和 7 年度第三次佐久市総合計画策定支援業務 公募型プロポーザル 企画提案書等作成要領

1 基本事項

本プロポーザルは、令和 7 年度第三次佐久市総合計画策定支援業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではないので十分注意すること。

なお、企画提案書等の作成に当たっては、仕様書を踏まえた内容とすること。

2 作成内容

(1) 企画提案書

次のうちア～エについては、必ず記載すること。

ア 佐久市の現状認識に関する事項（現在の佐久市に対しどのようなイメージを持ち、その現状をどのように評価しているか、記述すること。）

イ 業務実施に向けた基本的な考え方（どのような視点・角度で作業に携わるか、業務方針を記述すること。）

ウ 業務実施体制

エ 企画提案内容（仕様書「12 業務内容」(1)～(11)の業務についての提案を簡潔明瞭に記述すること。）

オ その他、独自提案やアピールしたい点などがある場合は、簡潔に分かりやすく記載すること。

(2) 業務工程表

業務工程と役割分担が具体的に分かるように提案すること。

(3) 参考見積書内訳書

次の 3 点が分かる記載とすること。

ア 仕様書の業務内容に基づく具体的な積算内訳

イ 見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とし、委託料上限額以内の金額とすること。

ウ 仕様書の業務内容に応じて、一部再委託予定のものがある場合は、その旨を記載すること。

3 作成上の留意点

各提出書類は、いずれも A 4 サイズ縦置きとし、A 3 サイズの資料がある場合は折り畳んで A 4 サイズにすること。ただし、実施要領「10 参加表明及び企画提案」(2)ウの企画提案書については、別途 A 4 サイズ横置きプレゼンテーション用概要版書類を作成し、企画提案書と併せて提出することができる。

その他留意点については、以下のとおりである。

(1) 企画提案書

ア 両面印刷でまとめ、各ページの下部余白にページ番号を付し、左端ホチキス留めにて提出すること。

イ 文字の大きさは、11ポイント以上とすること。ただし、図表等においては、この限りではない。

ウ 文書を補完するための写真、イラストの使用は、任意とする。

以上

**【別紙 2】 令和 7 年度第三次佐久市総合計画策定支援業務
評価基準書**

	評価項目		評価の視点	配点
一次審査	業務実績		・ 総合計画策定業務において、十分な実績があるか。	10
	業務 執行体制	・ 市との連絡調整が速やかに行える体制が整っているか。また、佐久市地元企業優先発注等に係る実施方針に示す地元企業であるか、又は地元企業と共同事業体を構成しているか。		5
		・ 業務の実施体制及び人員配置が具体的に示されており、その役割分担は明確か。		5
	業務工程		・ 業務の実施時期が明確であり、実施可能なものであるか。	5
	業務 提案全般		・ 仕様書を踏まえた提案であり、業務の目的、条件及び内容を十分に理解した提案となっているか。	5
	見積金額		・ 見積金額は、提案内容を勘案して妥当か。	10
	小計			40
二次審査	地域特性	現状把握・現状反映	・ 基本構想、基本計画、総合戦略及び人口ビジョンの作成支援において、本市の特性・課題を的確に把握・反映して提案されているか。	10
	分析力 企画力 具体性 実効性	収集 分析	・ 基礎資料の収集・分析に向けた考え方や手法について、優れた提案がされているか、また、収集・分析方法が具体的に提案されているか。	5
		計画 検証	・ 第二次佐久市総合計画、同計画後期基本計画、総合戦略及び人口ビジョンを検証し、課題を明確にするための有効な考え方や具体的な手法について、優れた提案がなされているか。	10
		意向 調査	・ 市民アンケート等について、市民意向を的確に把握するための考え方や具体的な手法に係る優れた提案がなされているか。	10
		開催 支援	・ 住民説明会や審議会等の運営支援の方法について、具体的に提案されているか。	5
		作成 支援	・ 基本構想、基本計画、総合戦略及び人口ビジョンの作成支援に向けた考え方や手法について、優れた提案がされているか、また、作成支援方法について具体的に提案されているか。	10
		計画 連携	・ 第2期佐久市人口ビジョン、佐久市デジタル田園都市国家構想総合戦略及び第二次国土利用計画（佐久市計画）やその他の計画をどのように踏まえるのかについて、優れた提案がなされているか。	5
	プレゼン テーション	・ 説明は、分かりやすく、説得力があるか。 ・ 質疑への応答は、明快で適切か。		5
	小計			60

※各審査における配点の合計値の 6 割（60 点）を最低基準点とし、各審査委員の採点の合計の平均が最低基準点に満たない提案者は、選定の対象としない。